

松本市中央図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成27年3月31日

告示第186号

(目的)

第1条 この要綱は、図書館サービスの充実を図るため、松本市中央図書館（以下「中央図書館」という。）に配架する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、当該民間事業者等が広告掲載料を負担する松本市中央図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(雑誌スポンサーの対象者)

第2条 雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他市長が適当と認める者を対象とし、個人を対象としない。

2 雑誌の発行人は、自社の雑誌の雑誌スポンサーとなることはできない。

(広告の内容)

第3条 広告の内容は、図書館の公共性及び社会的信頼を損うおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 広告の内容が虚偽誇大なもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 社会問題について主義主張のあるもの
- (5) 売名的行為に類するもの
- (6) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (7) 宗教性のあるもの
- (8) 青少年の健全育成に反するもの
- (9) 人事募集、求資金等でその内容の明らかなでないもの
- (10) 男女交際等を目的とするもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係わるもの又はこれに類するもの
- (12) 市の行為とまぎらわしい表現をしたもの
- (13) その他、広告紙として妥当でないと認めたもの

(広告の規格、掲載期間、募集方法等)

第4条 広告の規格、掲載期間、募集方法等については、別に定める。

(申込み)

第5条 雑誌スポンサー制度を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、松本中央図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、広告の原稿等を添えて中央図書館に提出するものとする。

(雑誌スポンサー選定委員会)

第6条 広告の内容等を審査するため、松本市雑誌スポンサー選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は中央図書館長をもってこれに充て、委員は図書館職員2名以上をもってこれに充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、第5条の規定による申込みがあったときに委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(雑誌スポンサーの決定)

第9条 市長は、雑誌スポンサーを決定したときは、松本中央図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

(契約)

第10条 前条の規定による決定の通知を受けた申込者は、市長と別に定める契約書により契約を締結するものとする。

(広告掲載料等)

第11条 広告掲載料、支払方法等については、別に定める。

(決定の取消)

第12条 市長は、指定された期日までに広告掲載料の納入がないときは、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する